当該前日を含む連結事業年度」を削り、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項を同条第十七項とし、同条第十九項中「法第四十二条の十二の五第三項第十一号イ」を「、法第四十二条の十二の五第三項第十一号イ」に改め、「、第六項の規定は同号ロに規定する政令で定めるところにより計算した金額について、それぞれ」及び「とあり、並びに同項第二号イ並びに第六項第一号及び第二号イ中「国内新規雇用者」を削り、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第七項」を「第六項」に、「第十二項」を「第十一項」に、「同条第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項において準用する第五項第一号」を「同条第三項第十一号」と、「前項第一号」とあるのは「第十八項において準用する前項第一号」に、「第九項」を「第八項」に、「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十九項」を「第四十二条の十二の五第三項第十一号」と、「第五項第一号」とあるのは「第十八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号を次のように改める。

一　法第四十二条の十二の五第三項第十一号の前事業年度の月数と同号の適用年度の月数とが異なる場合　第十八項において準用する第五項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額

第二十七条の十二の五第二十一項第二号中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に、「第十一項又は第十二項第一号イ」を「第十項又は第十一項第一号イ」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第十項まで、第十二項及び第二十一項」を「第九項まで、第十一項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

第三条のうち、租税特別措置法施行令第二十七条の十三第二項の改正規定中「第四十二条の九第七項」を「第四十二条の九第六項」を「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に改め、「第四十二条の十二第十一項」に」の下に「、「第四十二条の十二の四第十項」を「第四十二条の十二の四第九項」に」を加え、「改める」を「改め、同条第三項中「第四十二条の十三第六項第一号イに規定する政令」を「第四十二条の十三第五項第一号イに規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十三第六項に」を「第四十二条の十三第五項に」に改め、「当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該前日を含む連結事業年度とし、当該前日を含む事業年度が」を削り、「該当する場合には当該設立の日」を「あつては、当該設立の日」に改め、「とする」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に、「第四十二条の十三第六項第一号イ」を「第四十二条の十三第五項第一号イ」に改め、同項第二号中「と前事業年度等」を「と前事業年度」に改め、同号ロ中「前事業年度等の月数」を「前事業年度の月数」に、「前事業年度等特定期間（当該前事業年度等」を「前事業年度特定期間（当該前事業年度」に、「前事業年度等の終了」を「前事業年度終了」に改め、同条第四項中「第四十二条の十三第六項第一号イ」を「第四十二条の十三第五項第一号イ」に改め、同条第五項中「第四十二条の十三第六項第一号ロ」を「第四十二条の十三第五項第一号ロ」に改め、同項第一号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（当該法人の事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人の連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の同号イに規定する支給額）」を削り、同項第二号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に、「前一年事業年度等に」を「前一年事業年度に」に、「当該前一年事業年度等」を「当該前一年事業年度」に、「前一年事業年度等特定期間」を「前一年事業年度特定期間」に改め、同項第三号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に、「の前事業年度等」を「前事業年度等」に、「前事業年度等の」を「前事業年度の」に、「前事業年度等特定期間」を「前事業年度特定期間」に改め、同条第六項及び第七項中「第四十二条の十三第五項第二号イ」に改め、同条第八項中「第四十二条の十三第六項に規定する政令」を「第四十二条の十三第五項に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に、「期間。以下この号及び」を「期間。」に改め、「当該開始の日前一年以内に終了した各事業年度に連結事業年度に該当する事業年度がある場合には当該開始の日前一年以内に終了した各連結事業年度のうち最も新しい連結事業年度終了の日後に終了した各事業年度に限るものとし、」を削り、「第十項第二号ニ」を「第十四項第二号ニ」に、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、同項第二号中「前事業年度等の基準所得等金額」を「前事業年度の基準所得等金額」に、「前事業年度等に」を「前事業年度に」に、「前事業年度等の月数」を「前事業年度の月数」に、「前事業年度等の終了」を「前事業年度終了」に改め、同条第十二項及び第十三項を削り、同条第十一項中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改め、同項第二号イ及びロ中「、第五十八条」を削り、同項を同条第十五項とし、同条第十項中「第八項」の下に「及び第十二項」を加え、同項第一号ロ中「第五十八条又は第五十九条」を「第五十九条、第六十四条の五第一項又は第六十四条の八」に改め、同号ハ中「第二十七条」の下に「、第六十四条の五第三項又は第六十四条の七第六項」を加え、同項第二号中「第四十二条の十三第六項」を「第四十二条の十三第五項」に改め、同項に次の二号を加える。

三　基準通算所得等金額　各事業年度の第一号イ及びロに掲げる金額の合計額から同号ハに掲げる金額及び当該各事業年度において生じた欠損金額（法人税法第六十二条第二項に規定する最後事業年度にあつては、同項に規定する資産及び負債の同項に規定する譲渡がないものとして計算した場合における欠損金額）の合計額を減算した金額（当該各事業年度において生じた同法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額のうちに同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものがある場合には、当該減算した金額にそのないものとされた金額を加算した金額）をいう。

四　最初通算事業年度　法第四十二条の十三第七項の通算法人又は同項第五号の他の通算法人の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日を含む当該通算法人又は他の通算法人の事業年度をいう。

イ　通算親法人　法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生ずる日

ロ　当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた法人　その有することとなつた日

第二十七条の十三第十項を同条第十四項とし、同条第九項中「第五項第二号」の下に「、第八項」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第八項の次に次の四項を加える。

9　法第四十二条の十三第五項に規定する法人の同項に規定する対象年度に係る同項第一号イ及びロに掲げる金額が零である場合には、同号に掲げる要件に該当するものとする。

10　法第四十二条の十三第六項に規定する政令で定める場合は、同項の法人に次の各号に掲げる事実のいずれかが生じた場合とし、同項に規定する政令で定める日は、当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日とする。

一　法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人である当該法人について同項の規定による承認の効力が生じたこと　その承認の効力が生じた日

二　当該法人が通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつたこと　その有することとなつた日

三　当該法人が通算親法人（当該法人が通算親法人である場合には、他の通算法人の全て）との間に通算完全支配関係を有しなくなつたこと　その有しなくなつた日

11　通算子法人である法第四十二条の四第八項第三号の通算法人が同項第二号（同条第十八項において準用する場合を含む。）に規定する適用対象事業年度において法第四十二条の十三第一項第一号又は第三号に掲げる規定の適用を受けようとする場合において、当該通算法人に係る通算親法人が法第四十二条の四第四項に規定する農業協同組合等に該当するときは、当該通算法人に対する法第四十二条の十三第五項（同条第一項第一号又は第三号に掲げる規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該通算法人は、同条第五項に規定する中小企業者に該当するものとする。